

伊勢崎市請負工事成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊勢崎市工事検査規程（平成17年伊勢崎市訓令甲第27号。以下「規程」という。）第15条第1項の規定に基づき行う、本市の発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として1件の請負金額が200万円を超える工事について行うものとする。

(評定者)

第3条 規程第15条第1項の規定に基づき、工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、伊勢崎市契約規則（令和5年伊勢崎市規則第62号。以下「規則」という。）第38条第2項に定める検査職員、規程第15条第1項に定める監督総括職員及び規則第37条第2項に定める監督職員とする。

(評定の内容)

第4条 評定は、当該工事に係る次に掲げる項目及び細目について行うものとする。

項目	細目
1 施工体制	(1) 施工体制一般
	(2) 配置技術者
2 施工状況	(1) 施工管理
	(2) 工程管理
	(3) 安全対策
	(4) 対外関係
3 出来形及び出来ばえ	(1) 出来形
	(2) 品質
	(3) 出来ばえ
4 高度技術又は創意工夫	(1) 高度技術

	(2) 創意工夫
5 社会性等	(1) 地域への貢献等
6 法令遵守等	

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごとに独立して行わなければならない。

2 評定は、監督（規則第37条第1項の規定に基づき行う監督をいう。）又は検査（規則第38条第1項の規定に基づき行う検査をいう。）により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行わなければならない。

3 評定は、規程第15条第1項の規定により、同項に定める工事成績評定書（以下「評定書」という。）によって行わなければならない。

4 工事成績は、評定点の合計に応じ、総合評価を次のように区分する。

80点以上	70点以上80点未満	65点以上70点未満	60点以上65点未満	60点未満
A	B	C	D	E

(評定書の提出)

第6条 規程第15条第1項の規定に基づき行う評定の提出は、評定者が評定を行ったときに、遅滞なく、評定書を検査担当課長に提出することにより行わなければならない。

(評定結果の通知及び公表)

第7条 検査担当課長は、評定者から評定書の提出があったときは、遅延なく、該当工事の受注者に対して、評定の結果を規則第42条第2項に定める検査結果通知書により通知するものとする。

2 検査担当課長は、評定の結果を公表するものとする。

(評定の修正)

第8条 検査担当課長は、評定の結果を通知した後、評定を修正すべきと認める場合は、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条第1項又は前条による通知を受けた者は、通知を受けた日から

- 1 4日以内に、書面により評定の内容について説明を求めることができる。
- 2 検査担当課長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日（平成23年10月4日決裁）から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日（平成26年3月31日決裁）から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。